

甲 第 5 9 号 議 案

岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 9 月 5 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(岡山市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 岡山市職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条第 6 項中「，若しくは法第 1 6 条第 1 号に該当して法第 2 8 条第 4 項の規定により失職し」を削る。

第 1 8 条第 1 項中「，若しくは法第 1 6 条第 1 号に該当して法第 2 8 条第 4 項の規定により失職し」を削り，同条第 4 項中「，若しくは失職し」を削る。

第 1 8 条の 2 第 2 号中「（法第 1 6 条第 1 号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第 1 9 条第 1 項中「，若しくは法第 1 6 条第 1 号に該当して法第 2 8 条第 4 項の規定により失職し」を削り，同条第 2 項第 1 号中「，若しくは失職し」を削る。

(技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 3 8 年市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条及び第 1 2 条中「，若しくは地公法第 1 6 条第 1 号に該当して地公法第 2 8 条第 4 項の規定により失職し」を削る。

(岡山市職員退職手当支給条例の一部改正)

第3条 岡山市職員退職手当支給条例（昭和61年市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削る。

（岡山市職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第4条 岡山市職員等の旅費に関する条例（昭和36年市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第16条第2号から第5号まで」を「第16条各号」に、「場合には」を「ときは」に改め、同条第6項中「第4項及び前項」を「及び前2項」に改め、「。以下本条において同じ」を削り、「第4条第3項」を「次条第3項」に改め、同条第7項中「受けることができる者」の次に「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）第44条の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「旧地方公務員法」という。）第16条第1号に該当して旧地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第1条の規定による改正後の岡山市職員の給与に関する条例第17条第6項、第18条第1項及び第4項、第18条の2第2号（同条例第17条第7項及び第19条第5項において準用する場合を含む。）並びに第19条第1項及び第2項第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日前に旧地方公務員法第16条第1号に該当して旧地方公務員法第28条第4項の規定により失職した技能労務職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第2条の規定による改正後の技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例第11条及び第12条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

地方公務員法の一部改正等に伴い、所要の措置を講ずる等のため、関係条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 6 0 号 議 案

岡山市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
岡山市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 9 月 5 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

岡山市印鑑登録及び証明に関する条例（昭和44年市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「通称（）」を「旧氏（）」に、「第30条の26第1項」を「第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」、通称（住基法施行令第30条の16第1項）に改め、「又は氏名」の次に「，旧氏」を加える。

第10条第6号中「住基法施行令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令（平成27年政令第301号）第1条の規定による改正前の住基法施行令」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。ただし、第10条第6号の改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い、印鑑登録において旧氏を使用する印鑑の登録を可能とする等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 6 1 号 議 案

岡山市ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者支援の
ための住民基本台帳事務の取扱いに関する条例の一部を改正する条例の制定
について

岡山市ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者支援のための住民
基本台帳事務の取扱いに関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとす
る。

令和元年 9 月 5 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者支援の
ための住民基本台帳事務の取扱いに関する条例の一部を改正する条例

岡山市ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者支援のための住民
基本台帳事務の取扱いに関する条例（平成16年市条例第43号）の一部を次のように改
正する。

第2条第2項中「又は成年被後見人」及び「申出人が15歳未満の者である場合におい
て」を削る。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

提案理由

成年後見制度の利用の促進に関する法律の制定に伴い、住民基本台帳事務の取扱いに係
る支援措置の申出人の要件を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 6 2 号 議 案

岡山市簡易給水施設の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市簡易給水施設の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 9 月 5 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市簡易給水施設の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例

岡山市簡易給水施設の設置及び給水に関する条例（平成18年市条例第123号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

提案理由

水道法施行令の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 6 3 号 議 案

岡山市心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例の制定について
岡山市心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 9 月 5 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例
岡山市心身障害者扶養共済制度条例（平成20年市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項各号を次のように改める。

- (1) 精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

提案理由

成年後見制度の利用の促進に関する法律の制定に伴い、岡山市心身障害者扶養共済制度の年金管理者の要件を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 6 4 号 議 案

岡山市立放課後児童クラブ条例の制定について

岡山市立放課後児童クラブ条例を次のように制定するものとする。

令和元年 9 月 5 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立放課後児童クラブ条例

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施するため、本市が設置する小学校の通学区域ごとに1つを上限として本市に放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 児童クラブの名称及び位置は、規則で定める。

(事業)

第3条 児童クラブは、次の事業を行う。

- (1) 児童（第6条の規定により入所の許可を受けた児童をいう。以下この条、第7条及び第10条において同じ。）の健康管理、安全確保及び情緒の安定に関すること。
- (2) 児童の遊びの活動への意欲と態度の形成に関すること。
- (3) 遊びを通しての自主性、社会性及び創造性の向上に関すること。
- (4) 児童の遊びの活動状況の把握及び家庭との連絡に関すること。
- (5) 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援に関すること。
- (6) その他児童の育成支援上必要な支援に関すること。

(対象児童)

第4条 児童クラブに入所できる者（以下「対象児童」という。）は、次の各号のいずれかに該当する児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭において当該児童の健

全な育成を行うことができないと市長が認めるものとする。

(1) 本市に住所を有する児童で、小学校に在学しているもの

(2) 市外に住所を有する児童で、本市が設置する小学校に在学しているもの

2 前項第2号に該当する児童は、その者が在学する小学校の通学区域内に設置された児童クラブに限り、入所することができる。

(入所の制限)

第5条 前条の規定にかかわらず、市長が児童クラブの運営上支障があると認める児童は、入所することができない。

(入所の許可)

第6条 児童クラブに児童を入所させようとするときは、その保護者は、学年始休業期間、夏季休業期間、冬季休業期間又は学年末休業期間に限り入所させる場合にあっては当該期間ごとに、期間を限らず入所させる場合にあっては年度ごとに、市長の許可を受けなければならない。

(入所の許可の取消し)

第7条 市長は、児童又はその保護者が次の各号のいずれかに該当する場合は、入所の許可を取り消すことができる。

(1) 対象児童に該当しなくなったと認めるとき。

(2) 第5条に該当するに至ったとき。

(3) 不正又は偽りの行為によって入所していることが判明したとき。

(閉所日)

第8条 児童クラブの閉所日は、次に掲げる日とする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日

(3) 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで

2 市長は、必要と認めるときは、児童クラブごとに前項の閉所日を変更することができる。

(開所時間)

第9条 児童クラブの開所時間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 小学校の授業の休業日以外の日 午後1時から午後6時まで

(2) 小学校の授業の休業日（閉所日を除く。） 午前8時から午後6時まで

2 市長は、必要と認めるときは、土曜日及び閉所日を除き、児童クラブの開所時間を午後7時まで延長することができる。

3 市長は、必要と認めるときは、児童クラブごとに前2項の開所時間を変更することができる。

（利用料）

第10条 児童の保護者は、使用料（以下「利用料」という。）を納付しなければならない。

2 利用料の額は、別表の左欄に掲げる利用区分に応じ右欄に定める額とする。

3 利用料は、市長が指定する日までに納付しなければならない。

4 既に納付された利用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（利用料の減免）

第11条 市長は、特別の理由があると認めるときは、利用料を減額し、又は免除することができる。

（委任）

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 児童クラブの入所に係る手続その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。

別表（第10条関係）

利用区分	利用料
学年始休業期間に限り利用する場合、冬季休	2,500円（1回以上午後6時から

業期間に限り利用する場合又は学年末休業期間に限り利用する場合		午後7時までの時間（以下「延長時間」という。）に利用した場合にあっては3,100円)
夏季休業期間に限り利用する場合	延長時間の利用を左欄の期間に渡り包括して申請するとき	15,700円
	延長時間の利用を個別に申請するとき	12,500円に700円に延長時間に利用した日数を乗じて得た額（その額が3,200円を超える場合にあっては3,200円）を加えて得た額
期間を限らず利用する場合	延長時間の利用を包括して申請するとき	1月につき10,000円
	延長時間の利用を個別に申請するとき	1月につき7,500円に700円に延長時間に利用した日数を乗じて得た額（その額が2,500円を超える場合にあっては2,500円）を加えて得た額

提案理由

岡山市立放課後児童クラブを設置するため、本条例を制定しようとするものである。

甲 第 6 5 号 議 案

岡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例の制定について

岡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 9 月 5 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

岡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
市条例第118号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67
号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

附則第3条中「平成32年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第3条の改正規定は、令和2年4月
1日から施行する。

提案理由

放課後児童支援員の資格要件の経過措置を延長する等のため、本条例の一部を改正しよ
うとするものである。

甲 第 6 6 号 議 案

岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例の制定について

岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 9 月 5 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年市条例第121号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 6 7 号 議 案

岡山市造山古墳ビジターセンター条例の制定について

岡山市造山古墳ビジターセンター条例を次のように制定するものとする。

令和元年 9 月 5 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市造山古墳ビジターセンター条例

(設置)

第1条 造山古墳及びそれを構成文化財の一つとする日本遺産「桃太郎伝説の生まれたまち おかやま～古代吉備の遺産が誘う鬼退治の物語～」(以下「桃太郎伝説」という。)並びに造山古墳周辺の観光施設の情報を提供し、魅力を発信することにより、吉備路の観光及び広域周遊観光の振興を図るため、岡山市北区新庄下789番地に岡山市造山古墳ビジターセンター(以下「ビジターセンター」という。)を設置する。

(業務)

第2条 ビジターセンターは、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

(1) 造山古墳及び桃太郎伝説並びに造山古墳周辺の観光施設の情報の提供及び魅力の発信に関する業務

(2) その他ビジターセンターの目的を達成するために必要な業務

(指定管理者による管理等)

第3条 市長は、ビジターセンターの管理に関する業務のうち、次に掲げるものについては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(1) ビジターセンターの施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) その他ビジターセンターの管理上市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定等)

第4条 ビジターセンターの指定管理者の指定を受けようとするものは、ビジターセンターの事業計画に関する書類その他規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するものうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

(1) その事業計画によるビジターセンターの運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。

(2) その事業計画の内容がビジターセンターの効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られているものであること。

(3) その事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

(4) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、指定管理者の指定をしたとき若しくはその指定を取り消したとき又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

4 市長は、指定管理者の指定の期間満了に伴い、指定管理者として指定されているもの（以下「現指定管理者」という。）から第1項の規定による申請があった場合において、同項に規定する書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、現指定管理者がビジターセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認められるときは、現指定管理者を指定管理者の候補者として選定することができる。

第5条 指定管理者は、指定が効力を有する間、第7条及び第9条に規定する市長の権限を指定管理者の名において行うものとする。ただし、地方自治法第244条の2第11項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。

（事業報告書の作成及び提出）

第6条 指定管理者は、毎年度終了後速やかに、次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。年度の途中において指定を取り消されたときも、同様とする。

- (1) ビジターセンターの管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) ビジターセンターの管理に係る経費の収支状況
- (3) その他ビジターセンターの管理上市長が必要と認める事項
(入場の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、ビジターセンターへの入場を制限し、又はビジターセンターからの退去を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある物品等を携行する者
- (2) めいてい等により他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある者
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある者
- (4) その他ビジターセンターの管理上支障がある者

(入場料)

第8条 ビジターセンターの入場料は、無料とする。

(行為の制限)

第9条 ビジターセンターにおいて次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 募金その他これに類する行為
- (2) 物品の販売、宣伝、広告その他これらに類する行為

(損害賠償)

第10条 指定管理者又はビジターセンターの利用者は、故意又は過失により、ビジターセンターの施設又は設備をき損し、汚損し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第3条の規定に基づく指定管理者の指定を受けようとする者は、この条例の施行の日

前においても，第4条第1項の規定の例により，その指定の申請をすることができる。

- 3 市長は，前項の規定により指定の申請があった場合には，この条例の施行の日前においても，第4条第2項の規定の例により，その指定をすることができる。

提案理由

岡山市造山古墳ビジターセンターを設置するため，本条例を制定しようとするものである。

甲 第 6 8 号 議 案

岡山市埋立行為等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について
岡山市埋立行為等の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 9 月 5 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市埋立行為等の規制に関する条例の一部を改正する条例
岡山市埋立行為等の規制に関する条例（平成17年市条例第90号）の一部を次のように改正する。

第9条第2号アを次のように改める。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

提案理由

成年後見制度の利用の促進に関する法律の制定に伴い、埋立行為等の許可の基準を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 6 9 号 議 案

岡山市水道条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市水道条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 9 月 5 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市水道条例の一部を改正する条例

岡山市水道条例（平成9年市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第39条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

提案理由

水道法施行令の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。